

第2回 釧路地域4市町合併協議会

日 時 平成16年8月4日(水) 午後1時30分から

場 所 釧路全日空ホテル 3階 万葉の間

出席者(75名)

会 長 伊 東 良 孝

副会長 棚 野 孝 夫

中 島 守 一

高 野 武

委 員 折 原 勝

本 吉 俊 久

池 田 義 博

近 藤 登司雄

宮 下 健 吉

山 崎 征 勝

柴 田 幸 安

菅 寄 昌 晴

千 葉 光 雄

松 岡 尚 幸

大 島 修 造

山 田 忠 孝

二 瓶 雄 吉

花 井 紀 明

草 島 守 之

高 橋 宏 政

松 永 俊 雄

吉 田 守 人

荒 城 健 一

佐 藤 英 雄

松 橋 主 幸

溝 口 精

丸 子 忠

細 谷 照 雄

影 山 清

中 村 藤 雄

岸 山 敏 安

小 山 昭 二

本 城 洋

佐 藤 幸 雄

両 角 靖 二

矢 野 忠 治

木 村 芳 人

門 間 俊 二

平 間 育 子

鎌 田 敏 夫

小笠原 和 子

小坂田 裕 二

近 藤 康 範

近 藤 信 治

金 山 泰 明

松 岡 照 幸

小 瀬 泰

角 田 精

小 林 正 昭

田 村 定 治

曾我部 不二子

山 下 恵 子

坂 本 淳

梅 崎 明 生

清 水 一 芳

柳 谷 法 司

五十嵐 昇

森 田 正 男

工 藤 キクエ

橋 本 朝 由

廣 谷 スマ子

山 本 伸 樹

武 藤 浩 史

山 田 圭 祐

菅 寄 通 晴

東 藤 利 勝

佐 藤 紀 二

岸 田 喜 良

河 合 京 子

川 村 利 明

遠 藤 憲 鋭

吉 田 正 勝

七 里 信 三

荻 原 秀 一

岡 田 浩

欠席者(3名)

委員 村田 仁美
菅野 猛
駒込 政彦

1 . 開 会

事 務 局： 本日は、皆様、大変お忙しい中、お集まりをいただき、誠にありがとうございます。ただ今より、「第2回釧路地域4市町合併協議会」を開催させていただきます。

まず会議に入ります前に本日の資料について確認をさせていただきます。本日の資料でございますが、事前にお配りさせていただいております「第2回会議資料」が1つ、別冊でございますが「資料2 新市建設計画(素案)」、「資料3の1から3の6 調整方針修正案及び協定書整理状況一覧表」、「資料4の1から4の6 調整方針修正案」、「座席表」でございます。皆さん、お手元にお揃いでしょうか。よろしければ、これから会議の方に入らせていただきますが、会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規定により、会長があたることとなっておりますので、以後の進行につきましては、会長にお願いいたします。

2 . 報告事項

伊 東 議 長： 皆様ご苦勞様でございます。釧路地方は大変暑く良い天気が続いております。それぞれの地域におきまして夏休みに入ってイベント・お祭り等で大変お忙しいことと思っております。7月7日に第1回の協議会を開催させていただきましたが、その後、本日までの間に小委員会や専門部会などで精力的にご協議をいただいておりますことに、改めて深く感謝申し上げます。それでは、着席させていただきますこれから進行させていただきます。本日は、この後、合併協定項目の協議なども予定されており、いよいよ実質的な協議がスタートするものと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは規約に基づきまして、私が議長を務めさせていただきます。

なお、会議の開催に当たりましては、規約第10条第1項の規定により、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は、正副会長を含め委員78名中75名のご出席をいただいております。したがって定足数を超えておりますので、会議が成立していることを宣言させていただきます。また、会議運営規程第12条第2項の規定による会議録の署名委員を阿寒町の佐藤英雄委員、音別町の荻原秀一委員のお二人にお願いいたしますので、よろしく申し上げます。また、本日の会議時間は、概ね2時間程度を予定させていただきますので、よろしく申し上げます。それでは早速、議事に入りたいと思います。

はじめに報告事項でございます。報告第1号「小委員会の開催状況」について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：お手元の資料の3ページをお開き下さい。報告第1号「小委員会の開催状況」につきまして説明させていただきます。各小委員会における協議内容につきましては、この後、それぞれの項目ごとに各小委員長からご報告をいただくことにしておりますので、ここでは開催状況と各小委員会に共通する事項について報告させていただきます。

まず、小委員会の開催状況ですが、7月9日の広報広聴小委員会を皮切りに、7月12日から16日にかけて、すべての小委員会の第1回の会議を開催しております。また新市建設構想小委員会につきましては、7月20日に第2回の委員会を開催しております。

次に、正副委員長の選任でございますが、それぞれ第1回の小委員会で、広報広聴小委員会は、委員長に音別町の小山昭二委員、副委員長に釧路市の花井紀明委員、新市建設構想小委員会は、委員長に釧路市の宮下健吉委員、副委員長に阿寒町の山崎征勝委員、行財政小委員会は、委員長に釧路市の千葉光雄委員、副委員長に白糠町の丸子忠委員、住民生活小委員会は、委員長に白糠町の村田仁美委員、副委員長に釧路市の草島守之委員、健康福祉小委員会は、委員長に阿寒町の荒城健一委員、副委員長に音別町の七里信三委員、産業経済小委員会は、委員長に白糠町の影山清委員、副委員長に、阿寒町の佐藤英雄委員、都市環境小委員会は、委員長に釧路市の二瓶雄吉委員、副委員長に白糠町の中村藤雄委員、教育文化小委員会は、委員長に音別町の吉田正勝委員、副委員長に阿寒町の曾我部不二子委員をそれぞれ選任しております。報告第1号「小委員会の開催状況」についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

伊東議長：ただ今、報告第1号ということで、事務局から小委員会の開催状況について報告がありました。合併協定基本4項目や新市建設計画素案、調整方針修正案等、各小委員会で協議された事項につきましては、この後の報告事項の中で関係小委員会の委員長から報告をいただくことになっておりますが、これまでの説明の中でご質問等がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

なお、会議録作成の関係がございますので、発言の際には、市町名とお名前をお願いいたします。

(「ありません。」の声)

伊東議長：それでは、報告第1号につきましてはご了解をいただいたということで、続きまして、報告第2号の「合併協定基本4項目」と報告第3号の「新市建設計画(素案)」の2項目でございますが、いずれも新市建設構想小委員会の所管に関する事項でございますので、この2つの項目を併せ、新市建設構想小委員会の宮下委員長から報告をお願いします。

宮下委員長： 新市建設構想小委員会、委員長の釧路市の宮下でございます。

私から報告第2号の「合併協定基本4項目」と報告第3号の「新市建設計画（素案）」につきまして、併せてご報告をさせていただきます。

まず報告第2号の「合併協定基本4項目」でございますが、このうち「合併の方式」、「期日」、「事務所の位置」の3項目につきましては、後ほどの協議事項になっておりますので、この場では、小委員会での協議内容についてご報告させていただきたいと思っておりますが、まず「合併の方式」につきましては、これまで「対等の立場」で協議を行ってきましたことから、「編入合併」ではなく「新設合併」とすること、次に「合併の期日」につきましては、合併の準備が十分に間に合う時期であることを前提に、住民生活への影響が比較的少なく、また合併に伴う事務処理がスムーズに行うことができるよう、電算システムの移行テストを3連休に行うことができることなどを考慮いたしまして、「平成17年10月11日」とすること、次に「新市の事務所の位置」につきましては、現在の施設を有効に活用することを前提に、物理的なスペースなども考慮して、「現在の釧路市役所の位置」とすることを、事務局提案のとおりそれぞれ承認いたしました。

次に、「新市の名称」についてでございますが、事務局から名称の決定方法について提案があり、協議の結果、小委員会で検討した名称案を合併協議会に提案して決定するという「提案型」を基本に、この中で、住民の意見を反映させる手法を盛り込むことで承認いたしました。

なお具体的には、本日の協議会で決定方法についてのご承認をいただいた上で、8月上旬に小委員会を開催して名称の候補を検討し、そこで選定された名称の候補を、選定理由などと併せて、9月1日号の協議会だよりや合併協議会のホームページなどで紹介し、9月中の一定期間、意見の募集を行った上で、再度、小委員会を開催して、寄せられた意見などを踏まえ、新市の名称の候補について検討、決定を行い、最終的には、11月上旬開催予定の協議会に諮って決定していきたいと考えております。

次に報告第3号「新市建設計画（素案）」でございます。内容につきましては、後ほど事務局から説明がありますが、「新市建設計画」は新市建設の基本方針やその実現のための施策、財政計画などを内容とするもので、全6章での構成を予定しております。小委員会での協議の中では、素案の一部の表現について修正の意見がありました他、今回示された素案だけでは、新市になった場合にどのような事業が予定されているのか分かりにくいといったご意見がありました。事務局から現在取りまとめ中の各市町における主要事業調査の結果を踏まえ、前回6市町村時にお示した「参考資料」と同様な形で、8月以降に取りまとめられる「附属資料」の中で、ある程度具体的な表現が盛り込まれるよう調整していきたいとの回答がありましたことから、今回示された素案につきましては、小委員会として承認

することとしたところでございます。

以上、「合併協定基本4項目」と「新市建設計画(素案)」につきまして、小委員会での協議経過などを含め報告させていただきました。よろしくお願ひします。

事務局： 会議資料の12ページをお開きください。新市建設計画(素案)についてであります。まず素案の説明に入ります前に、「新市建設計画策定の基本的考え方」について説明させていただきますが、「1 新市建設計画の目的、内容等」に記載させていただいておりますとおり、新市建設計画は合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的として、合併協議会が策定するもので、合併特例法に規定されている新市建設の基本方針、合併市町村建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共施設の統合整備に関する事項、財政計画の4項目を内容として構成していくこととなります。また、合併特例法に基づく様々な財政措置を受けるためには、この新市建設計画の策定が前提となりますが、合併特例債事業を申請する段階で、少しでも内容に変更が生じた場合には、改めて計画全体の修正について議会の承認を経なければならなくなりますことから、なるべく多くの事業が網羅されるよう、この計画自体の中では、具体的な事業名や規模等は書き込まず、抽象的な表現にとどめておくようにしたいと考えております。なお、先程、委員長からも報告がありましたとおり、新市のまちづくりの姿が分かるよう、新市建設計画の中にある程度具体的な書き込みが期待されておりますことから、この素案とは別に8月以降にお示しします「附属資料」の中で、具体的な表現が盛り込まれるよう調整していきたいと考えております。

次に、「2 他の計画との関係」でございますが、新市建設計画は新市の基本計画として機能する重要な計画であり、新市において正式な基本計画(総合計画)が策定されるまでの期間、基本計画にかわる計画となること、また、現在の各市町の総合計画は、新市全体のまちづくりとの整合性を図りながら、新市建設計画の中で各地域の振興計画として活かしていきたいと考えております。

「3 策定の方針」でございますが、将来を展望した長期的視点に立ち、単に4市町の総合計画を積み上げるだけでなく、4市町が1つとなった新市のまちづくりのための合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画とすることとし、合併後概ね10年程度の期間について定めるものとしたいと考えております。

13ページの「新市建設計画策定フロー」でございますが、素案の原案作成に当たりましては、各市町村の総合計画、ヒヤリング、主要事業調査等やこれまでの住民説明会、意向調査等でのご意見を反映して策定することとし、新市建設構想小委員会や本日の協議会で素案についてご承認をいた

だいたいで、北海道との事前協議を3ヶ月間程度行い、再度、新市建設構想小委員会でのご審議をいただき、12月上旬を目処に新市建設計画（案）として策定していきたいと考えております。

次に別添資料2の「新市建設計画（素案）」をご覧いただきたいと思えます。まずページをおめくりいただき、目次をご覧いただきたいと思えますが、素案につきましては「第1章 はじめに」から「第6章 財政計画」までの6章での構成を考えております。次に内容でございますが、1ページをご覧ください。

まず「第1章 はじめに」では、「合併の必要性」として、「少子高齢化への対応」、「地方分権の進展と多様な行政ニーズへの対応」、「厳しい財政状況と行政の効率化」など5項目をあげ、市町村を取り巻く合併の背景、合併の必要性について記載しております。

5ページでは、「計画策定の方針」ということで、「計画の趣旨」、「構成」、「期間」、「行財政運営の方針」について記載しております。

6ページの「第2章 新市の概要」では、「位置、地勢」や「気候」、「面積」、「人口、世帯」、「主要指標の見通し」について記載しております。なお、面積につきましては、4市町の総面積は2,136.1 k²と全国でも1、2位の面積となり、ほぼ東京都に匹敵する面積を持つ市となることとなっております。

続きまして、12ページの「第3章 新市建設の基本方針」でございますが、「まちづくりの基本理念」として、「新市として新しい魅力と活力を創出するまちづくり」、「地域を支える産業を強め活性化するまちづくり」、「個性と伝統文化を尊重し豊かな暮らしを実現するまちづくり」、「住民と行政の協働による一体感あふれるまちづくり」の4つの基本理念のもと、まちづくりを進めていきたいと考えております。

続きまして、14ページの「新市の特性・可能性」でございますが、4市町をひとつの都市として見た場合、個別の市町では見出せなかった新しい特性や可能性を見出すことができることについて、5つの項目に分け記載しております。15ページでは、こうした基本理念、新市の特性・可能性を踏まえ、新市の将来像としては、「豊かな自然の恵み・産業が融和した活力ある東北海道の拠点都市」というものを考えております。

16ページですが、「将来像実現のための基本目標」として、「地域の価値を引き出し、活力ある産業を拓くまちづくり」、「世界に誇れる大自然と共生するまちづくり」などの7つの基本目標のもと将来像実現のためのまちづくりを進めていきたいと考えております。

19ページの「ゾーン別の整備方針」では、「都市拠点ゾーン」、「酪農ゾーン」、「北の大自然・観光ゾーン」など6つのゾーンに分け、主な地域を掲載しております。

20ページの「第4章 新市の施策」でございますが、新市におきまし

では、22 ページ以降に記載しております基本目標別主要施策にしたがって、総体的に新市建設に取り組んでいくこととなりますが、この主要施策では、各分野における施策を縦系列で記載しているため、どのようなことに力を入れて取り組んでいくのかが分かりにくいというご意見もありましたことから、今回の素案では、「新市建設の重点事項」ということで、「安全・安心な「食」の生産・供給基地の形成」、「自然と産業資源を活かした国際観光都市の形成」、「地球にやさしい環境都市の創造」、「安心して暮らせる地域医療機能の充実」、「地域の可能性を高める情報化の推進」の5つの項目をあげ、基本目標別主要施策の中で、特に力を入れて進めていきたいと考えております。

23 ページからは、「基本目標別主要施策」ということで、基本目標を実現するための施策の考え方や主要事業などを掲載しております。まず「(1) 地域の価値を引き出し、活力ある産業を拓くまちづくり」では、農林水産業の振興や商業・流通業、観光・交流の振興など、産業の振興を中心に8項目について、29 ページからの「(2) 世界に誇れる大自然と共生するまちづくり」では、「環境都市“くしろ”の創造」など3項目について、31 ページからの「(3) 世界ブランド“くしろ”を発信するまちづくり」では、「“くしろ”ブランドの確立と発信」など2項目について、33 ページからの「(4) 東北北海道の拠点都市としてのまちづくり」では、「市街地及び都市機能の整備」や「広域交通ネットワークの整備」など4項目について、35 ページからの「(5) 思いやりがあり、安心して暮らせるまちづくり」では、「保健・医療の充実」や「地域福祉の充実」、「上・下水道の整備」、「環境衛生の充実」や「消防・防災体制の充実」、「交通安全・防犯体制の充実」など12項目について、41 ページからの「(6) いきいきとした心豊かな人をはぐくむまちづくり」では、「生涯学習の推進」や「郷土文化の継承や創造」、「国際化への対応と他の地域との交流の推進」など9項目について、45 ページからの「(7) 住民と行政の協働によるまちづくり」では、「住民と行政の協働のまちづくりの推進」など3項目についてそれぞれ基本目標に沿ったまちづくりを進めていきたいと考えております。

続きまして、47 ページの「3. 新市における北海道事業の必要性」でございますが、7つの基本目標を実現するためには、北海道が主体となって実施する事業が不可欠でありますことから、今後、北海道に支援を期待する事業について掲載しております。

48 ページの「第5章 公共施設の配置」でございますが、広大な市という特殊性を考慮し、施設の整備の考え方について記載しております。

49 ページからの「第6章 財政計画」でございますが、現在、作成中でありまして、今回の素案には盛り込まず、原案がまとまり次第改めてお示ししたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、「新市建設計画(素案)」についての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

伊 東 議 長： それでは、ただ今報告がありました報告第2号「合併協定基本4項目」と報告第3号「新市建設計画(素案)」についてご質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

松 永 委 員： ただ今報告があった新市建設計画ですが、先ほど宮下委員長の報告にもありましたし、事務局の説明にもありましたが、技術的な問題もあってこの計画の中では抽象的な表現にとどめるというお話でした。合併問題でよく議論になるのは、中心部は良いですが周辺部が合併後に色々な問題が起こるといったことがあります。そこで合併のよし悪しは別といたしまして、新市建設計画というのは住民説明会などで、例えば釧路市であれば今までの総合計画ではこうでしたが合併によって新しい見通しが開ける、阿寒町も新しい総合計画を作っているそうですが、3町においても従来の計画になかった新しい地域発展の要素や住民生活に対する施策が展開できるという見通しをなければ、説明しても理解しにくいのではないかと思います。先ほどの委員長のお話では、できるだけ抽象的なものではなくまちの将来像が見えるものにしていきたいというお話がございましたが、この後出てくる附属資料などによって、今言った点は大きく改善される見通しはあるのでしょうか。

事 務 局： ただ今のご質問でございますが、先ほどご説明しましたように附属資料では4市町の事業をまとめる予定でございます。またこの中では、4市町の事業の他に、1つのまちになると新しくできる事業があるのではないかとということで、現在そういった事業を拾い出し、整理している段階でございます。それが出来次第、皆様にお示ししたいと考えてございますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

松 永 委 員： その附属資料が出てきた時にまた議論したいと思います。住民にとって1番分かりやすいのは、文章ではなく目で見て分かるような資料があれば良いと思います。それぞれの市や町で総合計画を作る時にも、財政計画などと合わせて広報資料として作りますが、今度の新市建設計画というのは、繰り返しますが非常に文章が抽象的にならざるを得ないとすれば、住民に説明をする上で分かりやすいものでなければ、従来あった総合計画を足して4市町の新しいまちが出来ればこういう利点があるというところは強調出来たとしても、それ以上の将来像が見えないということになると思いますので、今言った目で見て分かるようなものの検討は行おうのでしょうか。

事務局： 附属資料の関係でございますが、前回の6市町村の時に作りました参考資料よりは更に具体的な資料としてお示ししたいと考えております。現在どのように見せるかという部分につきましても検討中でございますが、なるべく内容が分かるような資料を作成したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

伊東議長： 4首長の間では、今お話があった通りの話し合いがされております。それぞれの地域の皆さんに合併するとどうなるかといったことが目で見てイメージとしてもはっきり分かるような事業の洗い出しと、組み立てに時間を要しているところでございます。いずれにいたしましても、新市建設計画の中身につきましては、抽象的で色々な事業が包含される形で作らざるを得ない現状にありますので、具体的なものにつきましては別途のお話でございますが、それを持って最後の住民説明会に臨むというスケジュールになっておりますのでご理解いただきたいと思っております。その他にご質問はございませんか。

武藤委員： 住民と行政の協働によるまちづくりということで、住民と行政の協働をもとにこれから進めて行くということが謳われております。以前にもご質問させていただきましたが、地域自治組織がこの部分に大きく関わってくると思っています。その後の協議会でも数人の委員の方から再三その点につきましてご質問があり、今回は素案です所以これから具体案が出てくると思っておりますが、この素案の中では一言も触れられておりません。その辺りはどうなっているのでしょうか。昨日、白糠町で各委員が集まり勉強会を行った席でも同様のことを質問しまして、事務方の説明では現在作業を進めていると伺っております。この中で今後住民と行政の協働のまちづくりというものを具体化していく一番大事な組織になると思っております。この辺りは素案には謳われておりませんが、事務局でどのような位置付けでこの地域自治組織を考えているのでしょうか。

それから、国も色々と案を出してきております。そういう意味で法改正も行われておりますし、その辺りのことも行財政小委員会で議論されると思っておりますが、この協議会全体に情報を周知していただいて、この協議会の場で全体論議をする必要がある大事なことだと考えます。例えば、他の合併市町村では地域自治組織だけで小委員会を設けて深く議論しているところもございます。残された時間は短いですが、この位置付けが住民側からしますと今後の合併に大きく関わってくる重要な問題だと思います。まず、事務局には現在総務省が提案している地域自治組織について簡単な説明をしていただきたいと思います。事務方である程度揉まれているのであれば、どの辺りまで揉まれているのかお伺いします。それから、会長にも

どのようなお考えをお持ちなのかお伺いします。また、アドバイザーである岡田委員に、いわゆる地方分権・地方自治を進めていく中において、地域自治組織のあり方などにつきましてご提言等があればお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

伊 東 議 長： 分かりました。それでは、まず事務局からご答弁お願ひします。

事 務 局： 新市建設計画（素案）の 45 ページをご覧いただきたいと思います。45 ページの真ん中に「 地方分権に対応した行財政運営の推進」の中の本文に「さらに、各地域における住民サービスの向上のため、地域住民の意見をまちづくりに反映させる仕組みづくりを進めます」という表現を記載させていただいております。素案ではこういう表現でとどめております。と言いますのは、素案を作る作業と並行しまして地域自治組織につきましても検討したいと考えていたものですから、時間的な関係で素案に十分なことが盛り込めなかったということをご理解いただきたいと思ひます。

次に、地域自治組織につきましてこの協議会の中でどのような形で話し合っていくのかということにつきましては、地域自治組織は昨年度から国の調査会で検討されまして国会に法案を提案し、今年になりましてから決まったという経過がございます。事務局としましてはその法案の内容を理解する中で、ある程度の形になった説明資料が最近ようやく出来たところでございます、それをこれから行財政小委員会に順次資料として提案して、その中でどういった形が良いかご協議いただきたいと思っております。具体的に言いますと、今話題になっておりました地域審議会では従来の合併特例法にもあった審議会を置くパターン、それから地域自治区では地方自治法の中で基本的には全市に置くことを考えながらも合併特例法では一部置かないところがあっても良いという中での地域自治区、それからもう 1 つが合併特例区の組織について検討できるのではないかと考えております。ただ合併特例区になりますと、固有の仕事としてどういったものがあるのかということをご十分吟味していかなくてはならない課題があるかと思ひますが、これから順次資料を提出していきたいと考えております。また、先ほども申し上げましたように、この件は基本的には行財政小委員会でご検討いただきたいと思っておりますので、まず行財政小委員会において説明を行い、ご審議いただき、その結果を協議会でご協議いただきたいと思っております。前回の協議会で合併協定項目の中に地域審議会があるということをお諮りしたところでございますので、この件につきまして遅れているのではないかとご指摘はございますが、準備を進めているということでご理解いただきたいと思っております。

武 藤 委 員： 事務方の進め方はよく理解いたします。行財政小委員会でご揉まれる資料

は、私が先ほど申し上げましたように、全委員に同じように提供していただきたいと思います。行財政小委員会で議論することと並行して、他の小委員会の委員も同じように理解できた方が良いのではないかと考えます。なぜかと言いますと、住民自治において、この件はどの小委員会にも深く関わっているわけで、この自治組織のあり方がそれぞれの小委員会で協議を進めていく上においても、議論になってくると思います。そのため資料提供は全委員に行なっていただけるようにぜひお願いしたいと思います。

伊 東 議 長： 今武藤委員がおっしゃることはごもっともなことだと思います。ただ、今、この全体協議会で協議すべきというよりそれぞれの自治体で、その地域の意見をどのような形で新市の中で反映させるかということが大きな目的になるところでございますので、私といたしましては、資料を提供させていただいた後、それぞれの自治体で自分達の地域の声を将来反映させる方法として、どの方法が1番良いかお考えをまとめられることが先ではないかという気がしております。それぞれの地区の中で、現実に4市町の中でも、釧路市はこの自治組織が必要かどうかとなりますと別の話になって参ります。ですから、今までそれぞれの町議会、あるいは町政の中でかなりきめ細かく住民の声が反映されてきた部分が、合併後に果たして本当に反映されるのかといったご心配からこういう話が出てきておりますので、地域審議会の話もありますし、地域協議会、特別地方公共団体を作るといった話もあります。あるいは、そこまで必要ないだろうといった考え方もそれぞれ段階別にありますので、ぜひこの件につきましてはそれぞれの地域でご意見をまとめていただければ話がスムーズに行くのではないかと思いますので、よろしくお願いいいたします。事務局より関係資料の提供はお願いいたします。

武 藤 委 員： 市長がおっしゃった点で、私が先ほど質問した内容にもなりますが、地域自治組織の位置付けとは何であるかということだと思います。例えば合併する時の旧市町村枠、多分総務省もそういう考えでいると思うのですが、軋轢をなくすため、また住民不安をなくすために自治組織を作ると旧自治体の住民の意見が吸い上げられるから、上手く機能するのではないかというソフトランディング的な意味合いがあると思います。ただ、地方分権・地方自治という立場に立って物事を考えていくと、議会が行う仕事と住民と行政の協働のまちづくりがございますから、協働のまちづくりということになりますと、個人的な意見ですが地域自治組織が1つの最小単位になるのではないのかといった位置付けを考えています。としますと、釧路市にこういうものができてもおかしくないと思いますし、それが町内会の組織の集まりであって自治組織というものが積み上げられていくという位置付けがあっても良いのではないかと思います。今、市長のご見解

としては、釧路市として必要かどうかはともかく、旧市町村の枠組みの中で軋轢をなくすために必要な組織というお考えなのでしょうか。

伊 東 議 長： それぞれの町村、釧路市でも自治組織につきましてはまだ話し合いをされておられません。私どもとしては旧町村、あるいは旧自治体の方々の意見、おそらく住民の声が反映されにくくなるだろうといったご心配の声があって、総務省はこれらの組織を設けることを認めたところでありまして、その段階というのは何段階もあり、示されている案はたくさんの種類がありますので、それぞれの自治体で自分達の将来に関わる話として受け止めていただきたいと思っているところでございます。

武 藤 委 員： 見解としましては理解いたしました。そこで、岡田委員にご質問したいのですが、いわゆる地方分権・地方自治という考えの中で総務省はソフトランディング的な組織として地域自治組織というものを位置付けているのですが、地方分権という立場に立った時に、例えば小さなまちが集まって合併するということは、これが小さな中央集権型になってはいけないということだと私は思っています。その辺りで地域自治組織というのを地方分権・地方自治の中でどういう位置付けで考えていくことができるのか、これは単なる個人的見解で結構ですのでお話しただけたらと思います。

伊 東 議 長： この件はこの協議会のこれだけのメンバーの中で個人的なお話をするのではなくて、それぞれの委員の皆様方がご自分の地域のことを思ってお話いただくべきお話でありまして、全体協議会で共通のテーマもこの資料もどなたにも渡っていない段階でそのようなお話をする段階ではないのではないのでしょうか。先ほどおっしゃられるように、何種類もある自治組織のあり方や、またそういった組織を持つか持たないかというところからスタートしてお話していくことですから、何1つ資料もない中でそのような話にならないということで、申し訳ありませんが先に進めさせていただきたいと思います。

武 藤 委 員： そういう進め方をされることはそれで構いません。ただ、これは個人的な意見ではなく、私が言っているのは地域自治組織というものの根幹部分に対しては大事なものがあると思っています。それから今年の秋以来、私個人の意見ではなく、他の町村からもそういう意見は出ておりますので、その辺は理解していただきたいと思います。資料提供していただいた上で協議するというのであれば、小委員会で議論した後、この協議会の場でも全体議論があっても良いのではないかとこのところでご理解いただけたら幸いです。

伊 東 議 長： おっしゃられることはよく分かります。私も地域自治組織が地域の中から、私達はこれくらいのものが欲しい、あるいはこれくらいの発言をさせてもらう場が欲しいということが出てくると、ここで十分に協議させていただいて認める方向になるのか、皆様のご意見等を聞きながら協議させていただく話でございますので、何1つ先入観念を持ってあるいは予断を持って話しておりませんので、これからのそれぞれの立場での論議にご期待しますのでどうぞよろしくお願いいたします。

武 藤 委 員： 理解いたしました。

伊 東 議 長： その他ございませんか。

岡 田 委 員： 関連して、せっかくご質問いただきましたので地域自治組織につきまして私の意見を言わせていただきます。武藤委員がご承知のとおり合併特例法と地方自治法は改正され、そういった自治組織が設けることができるようになったわけですが、武藤委員からのご質問の趣旨は、合併した後バランスのとれたまちづくりが行われるのかということが1つと、もう1つはそれとは別に行政と住民との協働という意味で、協働のまちづくりが1つの手段として有効ではないかと2つの意味があるのではないかと受け取ったところ です。

1つ目のバランスのとれたまちづくりが行われるのかということにつきましては、もし釧路市以外の町に不安があるようなら、そういうものを設けることも1つの手段だと思います。2つ目の協働のまちづくりについては、その手段として自治組織を設けるのはどうかということですが、それはもちろん町内会もありますし、あるいは必ずしも地域割りではなくてNPO（非営利活動団体）を活用する方向もありますので、そういった地域割りで住民と行政との協働まちづくりを考えるとということに限らず、NPOとの協働なども考えても良いのではないかと思います。いずれにしましても、もう少し住民のご意見を受け止めながら考えていくと良いのではないかと思います。

松 橋 委 員： 47 ページに「広域スポーツ拠点施設の整備促進」とありますけれども、この中に今釧路市が進められている総合体育館等が含まれるのでしょうか。また、以前のマスコミ等の報道によると、合併特例債も充てたいという考えも示されているわけですが、建設場所が今の運動公園ということですので我々から見ると、現在の厚生年金体育館の位置よりもかなり釧路市の奥まったところに建設されるように聞いております。合併したからといってそうそう大型施設を建てられるものではないと私は思っております。また借金は新市に引き継がれるわけですから、今一度、建設着工を2～3年延

ばしてでも利用しやすい空港近辺、あるいは合併の目玉施策として考え直すことはできないのでしょうか。

伊 東 議 長： ご案内のとおり、これは 10 数年前から道立体育館の誘致を続けてきた事業であります。しかし道立施設としては建設がまったくできないということが去年はっきりいたしました。これに代わる建設手法としては、国の都市地域整備局に公園緑地課という部署が国土交通省にあります。都市公園整備事業の中で国の 2 分の 1 補助を受けてやるしか手はないということが私どもの昨年出した結論であります。おそらく事業費総額は 40 億少々になるでしょうが、2 分の 1 補助で残りの 2 分の 1 は地元、道を含むということでございます。私どもは道にも道立体育館ではなくなったのですから、その分だけ補助をお願いしたいということで、これは昨年度教委としても広域スポーツ施設のあり方について地域で整備する部分については応分の補助をするという意向がありますので、お願いをしているわけでありまして、そうなりますと、4 分の 1 程度は地元負担ということになります。ここにいらっしゃる方も勘違いしないで欲しいのですが、この施設は釧根地区でただ 1 つの全道大会、全国大会などの大きな大会ができる体育館となります。北海道内には 21 箇所全道大会を開催できる体育館がありますが、21 箇所のうち 14 箇所は道央圏に集中しています。帯広圏に 2 つ、北網圏に 2 つ、道北圏に 2 つ、道南圏に 1 つあり、要するに釧路・根室圏にだけ全道大会・全国大会を開く規模の体育館がなく、地域偏在だから釧根地域に作って欲しいというお願いをずっとしてきている話でありまして、釧路市が釧路市のために計画している事業ということではございません。都市公園整備事業は国の補助事業であり、近年の財政状況から極めて新規採択が難しくなっておりまして、新規採択を受け付けられないという話になっております。そこで、釧路市の現在の広里地区で進めております大規模運動公園の中で、野球場、あるいは陸上競技場の残る一角が実は総合体育館の建設予定地になっておりまして、平成 7 ～ 8 年頃からこの用地は確保してきた土地であります。そしてこれは継続事業ということで国土交通省にお願いをし、了解を受けて事業の認可が取れそうだということでございます。今から 4 ～ 5 年前と比べて、国の公園整備事業費が 1,600 億円から 800 億円まで減ってきておりますので、私どもとしては今年実施設計費の概算要求をお願いしておりますが、これを外すとおそらくこの補助は難しいと思うくらいきわどい所で決断し何とか頑張っているところでございますので、広域の釧根で唯一の代表的スポーツ施設ということでぜひご理解いただきたいと思っております。

松 橋 委 員： 理解しました。

伊 東 議 長： その他ございませんか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： それでは報告第2号と報告第3号につきましてはご了解をいただいたということで、続きまして報告第4号「調整方針修正案」について、関係の6つの小委員会のそれぞれの委員長から報告をいただきたいと思います。まず初めに、行財政小委員会の千葉委員長から報告をお願いします。

なお、質疑につきましては、後ほど一括してお受けしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

千葉委員長： 行財政小委員会委員長の釧路市の千葉でございます。私の方から「行財政小委員会」に関わる調整方針修正案につきましてご報告させていただきます。

資料3の1をお開きください。行財政小委員会「調整方針修正及び協定書整理案一覧表」でございます。この資料は、調整方針修正案及び協定書整理案の協議の進捗状況を把握するために作成した資料でございます。他の委員会につきましても同じような形でまとめておりますが、本日の協議会提案分まで日付を記載したものをお配りしておりますので、参考としていただきたいと思います。

次に行財政小委員会に関係する調整方針修正案について主な項目を説明させていただきます。資料4の1「行財政小委員会調整方針案」をご覧ください。なお、調整方針修正案の協議に当たりましては、他の委員会と同様、6市町村時の調整方針をたたき台にしながら、合併の枠組み変更による影響や、その後の状況変化などの要素を適宜加味し、修正案の検討を行ってきたところでございます。

まず1ページの通番2の「行政区域面積と宅地面積」の項目でございますが、2自治体の離脱による数値の修正をし、了承したところでございます。2ページをお開き下さい。通番10の「行政改革大綱」の項目でございますが、「釧路市の大綱を基本とする」旨の追加修正をし、了承したところでございます。13ページをお開き下さい。通番71の「企画事務に係るその他主要な事務事業」の項目でございますが、離脱自治体で実施していた事業名を削除し、了承したところでございます。15ページをお開き下さい。通番81の「議員の公務災害」、通番82「議員共済」の項目でございますが、町の委員から市会議員の制度が分かる関係資料を提出して欲しい旨の要望があり、次回の小委員会で提出することとしたところでございます。

なお、今回の小委員会では、議会議員の定数及び任期の取扱いについても協議いたしました。調整方針の検討に当たりましては、8月一杯を目

途に予め4市町の正副議長会議に調整案の検討を依頼することとし、この調整案を元に、改めて小委員会で協議することとしたところでございます。

以上、行財政小委員会に関わる調整方針249項目のうち、第1回の委員会では211項目について修正案の提案がありましたが、会議時間の関係から99項目についてのみ協議を行い、次回審議すべき事項とした9項目を除く90項目を承認したところでございます。なお、残りの112項目については、次回協議することとしたところでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは続きまして、住民生活小委員会の草島副委員長から報告をお願いします。

草島副委員長： 住民生活小委員会副委員長の釧路市の草島でございます。私の方から「住民生活小委員会」に関わる調整方針修正案につきまして、主な項目の内容をご報告させていただきます。資料4の2「住民生活小委員会調整方針修正案」をご覧ください。

3ページをお開き下さい。通番15の「個人市町村民税」の項目でございますが、これまで市と町で個人均等割の税率適用に相違があったところでございますが、今年度制度が改正され、税率が一元化されましたことから調整内容を修正したところでございます。7ページをお開きください。通番39の「都市計画税」の項目でございますが、現在釧路市で課税されている制度でありますので、現行のまま新市に引き継ぐこととしたところでございます。9ページをお開きください。通番50の「入湯税」の項目でございます。入湯税につきましては、現在釧路市と阿寒町で目的税として徴収しておりますが、阿寒町の委員の方から新市における用途についての質問があり、事務局から目的税としての目的を逸脱しない使い方となる旨の説明があり、了承したところでございます。17ページをお開きください。通番90の「野生動物の保護」の項目でございますが、4市町では手数料に差異がなくなることから、その旨の修正をしたところでございます。21ページをお開きください。通番110の「畜犬登録」の項目でございますが、合併の枠組み変更により、不妊手術助成制度を実施している自治体がなくなりましたことから、その旨の修正をしたところでございます。23ページをお開きください。通番122の「健康診査助成事業」の項目でございますが、今年度から釧路市で新たに「歯科ドック」を実施することとなりましたことから、その旨の修正をしたところでございます。32ページをお開きください。通番171の「固定資産評価審査委員会組織」の項目でございますが、現在4市町で12名おられる固定資産評価委員が新市で何名になるのか質問があり、事務局から各市町1名ずつと学識経験者2名の計6名を想定している旨の説明があり、了承したところでございます。

以上、住民生活小委員会に関わる調整方針 203 項目のうち、第 1 回の小委員会では 182 項目について修正案の提案があり、次回審議すべき事項とした 10 項目を除く 172 項目について承認したところでございます。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは続きまして、健康福祉小委員会の荒城委員長から報告をお願いします。

荒城委員長： 健康福祉小委員会委員長の阿寒町の荒城でございます。私の方から「健康福祉小委員会」に関わる調整方針修正案につきまして、主な項目の内容をご報告させていただきます。資料 4 の 3 「健康福祉小委員会調整方針修正案」をご覧ください。

6 ページをお開きください。通番 26 の「重度障害児(者)等交通費助成」の項目でございますが、合併の枠組み変更に伴い制度の見直しを行い、タクシー券・ガソリン補助券の選択を可とした釧路市の制度に一本化する修正をさせていただいたところでございます。なお、助成金額は白糠町の例によることとなっておりますことから、額については変更がないところでございます。8 ページをお開きください。通番 35 の「特別障害者手当」の項目でございますが、国及び道の施策に基づき行われている特別障害者手当について、4 市町で同じ額であるのかどうか確認したい旨の質問がありましたが、専門部会から、4 市町で差異はない旨の説明があったところでございます。また次の通番 36 の「障害児(者)福祉手当」、通番 37 の「重度心身障害児(者)福祉手当」及び通番 38 の「在宅重度障害者見舞金」の 3 項目につきましても、4 市町ともに同額で新たに調整をしていく必要がないのかとの質問がありましたが、専門部会から通番 36 の「障害児(者)福祉手当」については、道の施策の基に行われていることから 4 市町で金額に差異がないこと、また通番 37 の「重度心身障害児(者)福祉手当」、38 の「在宅重度障害者見舞金」については、合併の枠組みの変更により、制度を実施している自治体がなくなったことから調整不要に修正した旨の説明があり、了承したところでございます。次に、12 ページの通番 54 の「高齢者福祉に係る住宅改善費用助成」の項目でございますが合併の枠組みの変更により、該当事業がなくなりましたことから調整不要とさせていただきます。15 ページの通番 69 の「家族介護慰労」、通番 70 の「その他高齢者福祉」の項目でございますが該当事業がなくなりましたことから調整内容を修正したところでございます。また、通番 72 の「その他高齢者福祉手当」の項目でございますが、合併の枠組みの変更により、該当事業がなくなりましたことから調整不要とさせていただきます。20 ページをお開きください。通番 98 の「延長保育」の項目でございますが、4 市町の中では、釧路市のみ制度になりますことから、その旨明記し、修正した

ところでございます。33 ページをお開きください。通番 159 の「予防接種」の項目でございますが、平成 16 年度消費税法の改正による総額表示に対応するため、「1,000 円」を「1,050 円」に修正したところでございます。

以上、健康福祉小委員会に関わる調整方針 201 項目のうち、第 1 回の小委員会では 169 項目について修正案の提案がありましたが、そのすべてについて承認したところでございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは続きまして、産業経済小委員会の影山委員長から報告をお願いします。

影山委員長： 産業経済小委員会委員長の白糠町の影山でございます。私の方から「産業経済小委員会」に関わる調整方針修正案につきまして、主な項目についてご報告させていただきます。資料 4 の 4 「産業経済小委員会調整方針修正案」をご覧ください。

2 ページをお開きください。通番 8 の「農業集落排水」の項目でございますが、合併の枠組みの変更により該当事業がなくなりましたことから、調整不要に修正したものでございます。9 ページをお開きください。通番 40 の「農業協同組合」の項目でございますが、6 市町村協議の調整内容にあります 2 の記述について、関係自治体の離脱に伴い、削除修正したものでございます。14 ページをお開きください。通番 67 の「漁港使用料」の項目でございますが、農業協同組合の項目と同様に調整内容の 2 の記述について、関係自治体の離脱に伴い、北海道条例に基づく内容となりますことから、削除修正することとしたものでございます。20 ページをお開きください。通番 95 の「商工団体」の項目でございますが、委員から、釧路西部地区商工会の動向について、現在、白糠商工会、阿寒商工会、音別商工会及び鶴居商工会を構成団体とする広域連携協議会を平成 17 年 4 月 1 日に発足するための協議が行われている旨の報告があったところでございます。

以上、産業経済小委員会に関わる調整方針 157 項目のうち、第 1 回の小委員会では 143 項目について修正案の提案があり、次回審議すべき項目とした 2 項目を除く 141 項目について承認したところでございます。説明は以上であります。よろしく申し上げます。

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは続きまして、都市環境小委員会の二瓶委員長から報告をお願いします。

二瓶委員長： 都市環境小委員会委員長の釧路市の二瓶でございます。私の方から「都市環境小委員会」に関わる調整方針修正案につきまして、主な項目について

てご報告させていただきます。資料3の5をお開きください。

10 ページをお開きください。通番 55 の「市町村営住宅に係る入居資格及び使用料」の項目でございますが、6 市町村協議の調整内容にあります 2 の記述中、目安となる自治体名の表示がなかったことから、釧路市の基準をベースとすることを表示し修正したところでございます。24 ページをお開きください。通番 131 の「緑化協会」の項目でございますが、委員から、新市に移行した時に、全市的に緑化協会が今までの事業を行うということになるのかとの質問がありましたが、専門部会から「維持管理は合併後に一本化を図ることになるが、この項目については釧路市公園緑化協会の維持管理に関わる部分についてのものであるので、釧路市においては協会の維持管理を引き継ぐ」という意味である旨の説明があり、了承したところでございます。26 ページをお開きください。通番 142 の「下水道の職員配置」の項目でございますが、釧路市の機構改革の内容について説明して欲しいとの質問があり、専門部会より釧路市の場合、水道事業は地方公営企業法を全面適用し企業職員と位置付けられていたが、この4月から下水道事業についても地方公営企業法を適用し、公営企業管理者の指揮監督下で働く企業職員として身分が確立されたこと等について説明があり、了承したところでございます。次に 32 ページをお開き下さい。通番 164 の「上水道の管路耐震化」でございますが、釧路市で地震に強い管への改修が進められているが、阿寒町、音別町について心配はないのかとの質問がありましたが、専門部会から、現在、事業計画にしたがって各市町で進めている改修については、それぞれ管の種類に違いがあることから、新市において改めてどの管が有効なのかも含めて事業の実施計画を立て、違いを解消していきたい旨の説明があったところであります。またこの事項に関連して、下水道の普及率と整備の将来見通しについての質問もありましたが、専門部会から、釧路市の普及率は 90 数%であること、阿寒町では、阿寒湖畔地区は早くから整備されてきており、また本町地区においてもかなり整備が進んできていること、白糠町では平成 7 年から下水道事業に実質着手し、13 年度から供用を開始している状況であること、音別町ではあと 2 ~ 3 年でほぼ大勢が整備されてくるという状況にあることについて説明があり、こうしたことから、今後は白糠町に配慮した整備計画を立てる方向である旨の説明があったところでございます。

以上、都市環境小委員会に関わる調整方針 240 項目のうち、第 1 回の委員会では 217 項目の修正案の提案がありましたが、次回審議すべき項目とした 3 項目を除く 214 項目を承認したところでございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは続きまして、教育文化小委員会の吉田委員長から報告をお願いします。

吉田委員長：教育文化小委員会委員長の音別町の吉田でございます。私の方から「教育文化小委員会」に関わる調整方針修正案につきまして、主な項目についてご報告させていただきます。資料4の6「教育文化小委員会調整方針修正案」をご覧ください。

8ページをお開きください。通番41の「小学校・中学校の新設・大規模改造」及び42「耐震診断・耐震改修」の項目であります。合併を前提とした協議会であることから、事業を前倒しして実施していくことはできないかとの意見がありましたが、事務局より各市町での取組みを引き継いでいきたい旨の説明があったところでございます。また「耐震診断・耐震改修」の現状についての質問がありましたが、専門部会より釧路市では対象となる学校が24校ありますが、簡易診断の後、すぐに本格的な耐震診断を行って改築に向かうことができるよう順番立てを考えていること、また町においても、厳しい財政状況の中で学校改築に無駄のないお金を使う観点で着実に進めていきたい旨の説明があり、了承したところでございます。11ページをお開きください。通番54の「ウタリ児童生徒教育相談」の項目でございますが、実施していた釧路市が平成15年度で事業を廃止したことから、調整不要に修正したものでございます。14ページをお開きください。通番70の「学校教育振興に係るその他主要事業」の項目でございますが、小学校新入学の祝金を贈呈している自治体がなくなりましたことから、記載文を削除修正したものでございます。16ページをお開きください。通番79の「給食方式及び給食費」の項目でございますが、委員から地産地消という意味から4市町が一緒になった場合でも食材購入や給食費を統一せず、地域で差があっても良いのではないかと、また、管理運営体制の検討の方向性について質問がありましたが、専門部会から給食単価やメニューの統一については、合併後、地域事情に配慮しながら協議していく課題であること、また管理運営体制につきましても、様々な形態があることから、合併時には現状を引き継ぎ、今後、経費なども勘案しながら、調整していく課題と考えている旨の説明があり、了承したところでございます。次に通番83の「道立高等学校」及び17ページの通番84の「市町村立高等学校」についての項目でございますが、定員確保のため学校の魅力を付加していくことについて、どのような議論が行われているのかについて質問がありましたが、専門部会から新しい単位制や中高一貫教育、総合学科などについても勉強し意見を交換するような会をつくりながら作業を進めていること、また、阿寒高校・白糠高校に係る地域事情や歴史的な経過については十分承知しており、新市においても大切な学校と位置付け、存続や定員確保について道教委への要望に努めていきたい旨の説明があり、了承したところでございます。22ページをお開きください。通番116の「成人式」の項目でございますが、市町での開催日の違いについての質問がありました

が、専門部会から現状では各市町で開催日に違いがあることから、将来的には一本化に向けて調整していきたい旨の説明があり、了承したところでございます。35 ページをお開きください。通番 184 の「スポーツ施設の使用料」の項目でございますが、使用料につきましては 1 ～ 2 年で統一することができないかとの意見がありましたが、事務局から各市町で施設の内容や規模が大きく異なっていることから早期の統一は難しいが、同様の施設についてはなるべく早期に統一を図っていく姿勢である旨の説明があり、了承したところでございます。

以上、教育文化小委員会に関わる調整方針 196 項目のうち、第 1 回の委員会では 194 項目について修正案の提案があり、そのすべてを承認したところでございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

伊 東 議 長： ありがとうございます。ただ今、各委員長から小委員会で検討されました「調整方針修正案」につきまして報告がありました。これまでの説明で何かご質問等がございましたらお受けしたいと思います。まず、行財政小委員会で協議されました事項についてご質問、ご意見はありませんでしょうか。

岡 田 委 員： 通番 72「行政手続条例」についてですが、これは他の市町も行政手続条例をお持ちかと思いますが、音別町に統一するというその理由はどのようなことでしょうか。

伊 東 議 長： 答弁をお願いします。

事 務 局： 通番 72「行政手続条例」についてのご質問でございますが、6 市町村時代の行政手続条例を整理した段階で、釧路町の条文の中で明確に法的根拠が示されているというところがございます。同様に音別町の条例にもその旨記載がありましたことから、4 市町の場合は当然釧路町が離脱したことを受けてのお話でございますので、音別町が同様の条例を持っておりましたので音別町とした経過でございます。

岡 田 委 員： 聞き取れなかったのもう一度お願いします。

事 務 局： 根拠条文として行政手続法第何条に基づくというようなことが明確に書かれておりましたのが音別町の条例だけでしたので、音別町を基準にさせていただいたということでございます。

岡 田 委 員： その他に、例えば情報公開条例や個人情報保護条例など、行政と住民との関係に関わる条例がいくつかこれから検討が行われるということになる

と思いますが、それぞれの市や町の条例を比較検討していただいて、より良い条例を残していただきたいと思います。

伊 東 議 長： 分かりました。その他ございませんか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： それでは行財政小委員会で協議されました事項につきましては、ご了解いただいたということにさせていただきますがよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

伊 東 議 長： 続きまして、住民生活小委員会で協議されました事項につきましてご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： それでは住民生活小委員会で協議されました事項につきましては、ご了解をいただいたということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

伊 東 議 長： 続きまして、健康福祉小委員会で協議されました事項につきましてご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは健康福祉小委員会で協議されました事項につきましては、ご了解をいただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

伊 東 議 長： 続きまして、産業経済小委員会で協議されました事項についてご質問、ご意見はありませんでしょうか。

小笠原 委員： 先ほどの説明にはなかったのですが、消費者団体の関係についてお伺いしたいと思います。通番 106「消費生活関連団体の状況と補助費の状況」

の調整内容に「各地域に設置されている消費生活関連団体間での調整が必要であり、現行のまま新市に引き継ぐ」となっておりますが、4市町の中で音別町だけには消費者団体がありません。私ども釧路市の消費者協会の方で消費生活相談の委託を受けておまして、昨年度は5,000件以上の相談者の救済などについて力を入れました。このことについて音別町の委員の間でどのような意見があったのか、またどのようなお考えがあるのかお聞きしたいと思います。

それから通番95「商工団体」で、先ほどの説明で補助金については現行のまま新市に引き継ぐが、関係団体との協議の推移を見て調整と出ておりましたが、小委員会において消費者団体についてご意見がなかったのかどうかといったこともお伺いしたいと思います。

事務局：消費生活相談の関係でございますが、基本的に小委員会では私どもの提案を受け入れていただいた経過がございます。その前提としておりますのは、消費者協会の皆様方をお願いしているようなお仕事を、新市になった時にそのまま新市の中で引き継いでいただくことを念頭に置きながら、ご提案させていただき了解をいただきました。音別町に消費者団体がいないとすると、どのような形でカバーしていくのがよいのかということは今後消費者団体の皆様方とご相談させていただいて、新市の住民の皆様方の安全な相談体制をサポートしていただけるような提案をさせていただきたいと考えております。

それから、商工団体の関係では鶴居村の商工会を含めて取り組みがあったということをご報告させていただきました。

小笠原委員：音別町の委員の中では消費者団体の考え方について、どのように思っているのかお伺いします。

近藤委員：ただ今の消費者団体の関係でございますが、音別町の委員の中には消費者団体の関係者がいないため、関係する小委員会の中では消費者団体については特に触れられていないと聞いております。この点につきましては、以前にも小笠原委員からそういうご指摘があったわけでございますが、私どもといたしましても検討中でございますのでもう少しお時間をいただきたいと思います。

五十嵐委員：要望になりますが、今、農協は6農協で合併問題が起こっている状況であり、平成18年までに合併するというにしているところでございます。この市町村合併に鶴居村が参加していた時はスムーズにいくと思っておりましたが、今回鶴居村が離脱したということでございますので、こういう状況の中で合併後には助成等で食い違いが出るとは思いますが、今後の話し

合いの中でスムーズに進めて行くことができるようにこの場を借りてお願いしたいと思います。

伊 東 議 長： 分かりました。その他ございませんか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは産業経済小委員会で協議されました事項につきましては、ご了解をいただいたということにさせていただきます。

続きまして、都市環境小委員会で協議されました事項についてご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは都市環境小委員会で協議されました事項につきましては、ご了解をいただいたということにさせていただきたいと思います。

続きまして、教育文化小委員会で協議されました事項についてご質問、ご意見はありませんでしょうか。

松 永 委 員： 教育文化小委員会の議論ではなく全体を通じてよろしいでしょうか。先ほど各小委員会の報告がございましたが、事務局にお尋ねします。調整すべき項目のうち、1回目の小委員会で何項目につきまして議論が終了したことになるのでしょうか。そして、再度議論すべき項目も含めて何項目ありますか。

事 務 局： 第1回目の6つの小委員会での了承項目数でございますが、980件を承認したものと本日ご提案しております。今後の提案数でございますが、266項目が未承認項目数でございますので、今後の小委員会ではこれらを6つの小委員会に分散して提案する予定であります。

松 永 委 員： 今度の4市町の合併協議につきましては、6市町村の時と違って行政現況調書が提出されておられません。委員の大部分の皆さんは以前も委員をなさっていた方ですから、6市町村時の資料はよくご覧になったと思います。お聞きしましたら、新しく委員になられた方にも6市町村時の現況調書が届けられたということですからご覧になっていると思いますが、枠組みが変わったわけですから事務的なことではありますけれども、普通は4市町の現況調書が届けられると思っていましたが、小委員会で6市町村時のも

のを使うとお聞きしました。これは少し乱暴ではないかと思うのは私だけではないと思います。ちなみに枠組みが変わることは全国の事例であると思いますが、新しく合併協議会がスタートして、現況調書は2町村が抜けただけだから年度の違いがあったとしても、それくらいは勘弁してくれるだろうという例は他にもあるのでしょうか。

事務局： 今のご質問にお答えできるような照会をしておりますが、現況調書につきましては、あらかじめ私どもがお示したような形にするか、あるいは調整方針を考える度に資料という形でご提示させていただくか、やり方は合併協議会によって様々あると聞いております。確かに前回の資料を使っていることで古い点などがございますが、審議する上でその新しい数字がなければ判断に困るという項目につきましては、新たな資料を提供して不足部分は補っていきたいと考えております。ぜひご理解いただきたいと思っております。

松永委員： 今度の合併協議は、先ほど、来年の10月に合併する方向が決まりましたし、前回の協議会でもそういう方向になっておりますが、新しい合併特例法によりますと算定替えやその他の財政措置は引き継がれることになっておりますので、最初に出口が決まっているから、それに合わせて現況調書を作る暇もないし、調整項目についても粗方決まっておりますが、6市町村で協議したのから釧路町と鶴居村が抜けて変わった分だけで、変更箇所以外は同じで良いといった議論はいかがでしょうか。そう思うのは私だけではないと思うのですが、今後の進め方につきましても十分小委員会等で必要な時間を掛けた協議が当然されていくものと思っております。

伊東議長： 6市町村が少なくとも1年かけてたたき台として調整されたわけでありますから、今もそれぞれの委員長の報告にありましたとおり、例えば抜けた2町村に関わって調整を必要としない項目などが出てきています。ですから、6市町村の基礎データは今回の4市町においても重要な役割を果たすものと考えておまして、逆に釧路町と鶴居村のデータがなくて4市町だけのデータで前回の6市町の調整を論ずるということにはならないと思っているところがございますので、足りない資料については事務局が補完しているというお話でございますので、私は事務局の進め方は極めて妥当なものと思っております。情報を提出しないなどといったことがあれば問題がありますけれども、これまでの6市町村の調整項目に基づいて、本日980件の承認を得たものが論議されたわけでございますので、限られた時間の中で極めて効率的な運営がされていると解釈するところがございます。なお、特例法に間に合わなくてもというニュアンスのお話でございますが、やはりこの合併の1つの大きな目的という部分につきましては、特例法の

期限内に合併の申請をするというのが皆さんの共通した認識であろうと思っております。精力的に間に合わせていただくためにご努力をいただいている皆様方に改めて感謝を申し上げ敬意を表するところでございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは教育文化小委員会で協議されました事項につきまして、他に何かございませんか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： それでは了解いただいたということによろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

伊 東 議 長： それでは続きまして、報告第5号「広報活動について」広報広聴委員会の小山委員長から報告をお願いします。

小山委員長： 資料3ページをご覧ください。協議会の広報活動につきまして、小委員会で協議いたしました内容についてご報告させていただきます。広報広聴小委員会につきましては、先ほどの事務局説明の中にもありましたが、7月9日に開催し、16年度の事業計画等について協議いたしました。

まず、事業計画でございますが、今年度実施する事業として、協議会だよりや広報版の発行、住民説明会の開催等の内容について、資料記載のとおり承認いたしました。次に協議会だよりの発行についての協議を行い、発行に当たっては、読み手にとって分かりやすくなるよう、特に文字の大きさに配慮するとともに、図や写真を入れながら編集することとし、7月下旬に第1号を発行することを承認いたしました。またホームページにつきましても、8月下旬の開設に向け作業を進めていくことを承認いたしました。「広報活動」についての報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

伊 東 議 長： ありがとうございます。ただ今、小山委員長から報告がありました「広報活動」につきまして、ご質問等がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは、報告第5号につきましてはご了解をいただいたということで、次に報告第6号「合併重点支援地域の指定」について事務局から説明をお願いします。

事務局：資料16ページをお開き下さい。報告第6号「合併重点支援地域の指定について」でございますが、合併に向けた検討や協議などがさらに円滑に進められるよう、7月7日付けで、釧路市、阿寒町、白糠町及び音別町から北海道に対し申請を行っておりました合併重点支援地域の指定につきまして、去る7月21日付けで北海道知事から指定を行う旨の通知がございましたので、ご報告させていただきます。

なお、この合併重点支援地域につきましては、関係市町村の申請等に基づき、都道府県が指定するもので、この地域の指定を受けることにより、国の市町村合併支援プランに基づく支援や合併推進債などを利用することができるとなるものでございます。また道内におきましては、この釧路地域を含め、7月末現在で31の地域が合併重点支援地域の指定を受けているところでございます。

伊東議長：ただ今、事務局から説明のありました「合併重点支援地域の指定」につきまして、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊東議長：それでは報告事項として了解をいただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

3. 協議事項

伊東議長：それでは続きまして、協議事項に入らせていただきます。本日、協議事項として提案されております事項につきましては、いわゆる合併協定基本4項目のうちの3項目でございます。それでは、協議第1号から協議第3号までにつきまして一括して事務局から説明をお願いします。

事務局：資料の17ページをお開きください。まず協議第1号の「合併の方式」でございますが、合併の方式には資料18ページに記載のとおり「新設合併」と「編入合併」の2つの方式がありますが、これまでの合併協議に当たりましては、対等の立場での議論ということをまず基本として進めてきたところでありますので、「釧路市、阿寒町、白糠町及び音別町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する『新設合併』とする」ということをご提案させていただきたいと考えております。

なお、「新設合併」と「編入合併」の2つの方式の内容につきましては、資料の18ページにまとめておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

次に、協議第2号の「合併の期日について」でございますが、資料の20ページをご覧いただきたいと思っております。この資料は合併期日の検討に当たり作成した資料でございますが、まず、合併期日までの手続きということで、合併協定書の調印から、各議会の議決、知事への申請、総務大臣の告示などの手続きと、最近の他協議会の例をお示ししております。

次に、合併期日の検討にあたり留意しなければならない事項ということで、まず、合併特例法が改正となり、来年3月31日までに知事への合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併した場合でも、これまで同様、国からの財政支援が得られることとなったこと、また首長や議会議員等の任期、合併期日が住民生活に及ぼす影響、合併時における電算システムの移行や決算処理などの行政側の移行準備がスムーズに行われることなども考慮した上で、合併期日を検討していく必要があることをお示ししております。またこうした点を反映し、先進地域の事例におきましては、住民サービスの提供に支障が生じないように、土日に電算システムの切り替えなどを行い、合併期日を月曜日と決めたとところもあるところでございます。

20ページ下段からは関係法令を、また22ページでは平成11年度以降に合併した、あるいは今後、合併を予定している地域の状況について、一覧表の形でまとめてございます。他地域の例では、合併期日につきましては、4月1日などのように、月初めとしたところが多くなってはおりますが、必ずしも1日ばかりというわけではなく、月初め、月末の業務が集中する時期を避け、月の途中で合併期日を決めたとところも色々あるところでございます。また、曜日につきましても、先ほどご説明いたしました電算システム統合の準備などのために、土日明けや連休明けの月曜日、火曜日に設定している例が多くなっているところでございます。23、24ページは、この地域で、実際に合併期日を当てはめてみて、選挙の関係や、住民生活や行政側の準備作業などへの影響を一覧表の形でまとめたものでございます。

以上、ご説明いたしましたことをもとに、小委員会などで合併期日について検討してまいりましたが、比較的住民生活への影響が少なく、また行政側の準備期間としても十分間に合うこと、さらには電算システムの移行テストを3連休に行うことができるなど、合併に伴う事務処理をスムーズに行なうことができることなどを考慮いたしまして、合併の期日につきましては、「平成17年(2005年)10月11日」とするということでご提案させていただきたいと考えております。なお、蛇足ではございますが、この日は、資料にも記載させていただいておりますとおり大安吉日となっているところでございます。

次に、25ページの協議第3号「新市の事務所の位置について」でございますが、現在の財政状況のもとでは、合併時すぐに新庁舎建設といったよ

うなことは考えられないことから、差し当たって合併時に、どこに市役所の庁舎を置くかということ考えた場合、現在の施設を有効に活用することを大前提として、また物理的なスペースなどについても考慮いたしまして、「現在の釧路市役所の位置とする」ということでご提案させていただきたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

伊 東 議 長： ただ今、協議第 1 号から協議第 3 号までにつきまして事務局から一括して説明がありました。ただ今説明のありました事項につきまして、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

(「ありません。」の声)

伊 東 議 長： それでは、協議第 1 号「合併の方式」、協議第 2 号「合併の期日」及び協議第 3 号「新市の事務所の位置」につきましてはご承認いただくということで、よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

伊 東 議 長： ありがとうございます。それでは協議第 1 号から協議第 3 号までにつきましては、事務局案のとおり決定させていただきます。以上で予定されておりました協議事項につきましては、すべて終了いたしました。

4 . その他

伊 東 議 長： それでは、会議次第 4 「その他」ですが、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 資料 26 ページをご覧ください。次回協議会の開催予定につきましてご説明させていただきます。第 3 回協議会につきましては 10 月 6 日水曜日、午後 1 時 30 分から釧路パシフィックホテル 2 階白鳳の間において開催する予定でございます。委員の皆様のご出席をよろしくお願いいたします。以上でございます。

伊 東 議 長： ただ今、事務局から第 3 回の協議会の開催予定につきまして説明がありました。委員の皆様には、何かとお忙しく、ご都合もあろうかと思いますが、ぜひ皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。また、何かご要望等がございましたらご遠慮なく事務局へ申しつけていただきたいと思います。

それでは、会議次第にありました事項につきましては全て終了いたしま

したので、委員の皆様のご協力に感謝を申し上げまして、これで第2回釧路地域4市町合併協議会を終了させていただきます。本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

(閉会 午後3時27分)

釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会 会長 釧路市長

伊 東 良 孝

釧路地域4市町合併協議会署名委員

佐 藤 英 雄

釧路地域4市町合併協議会署名委員

荻 原 秀 一